

## 税制調査会 第2回グループ・ディスカッションの概要

### 1 三角合併・信託税制等について

#### 【三角合併】

- 日本経済の成長を促すため、M&Aの活発化が重要。三角合併は、その手段として、なるべく自由に実施できる環境を整備する必要。
- 三角合併が税法で事実上禁止されてしまうようなことになれば、海外投資家には、決定的な悪印象を与えることから、三角合併を税法上の「適格」の対象に加えるべき。
- 日本の経済を支えている上場中堅企業が海外資本に支配されてしまう懸念があることから、三角合併については慎重に考える必要。
- 濫用が行われた場合に、将来日本の国庫に入るべき税収が外国にもれてしまうという問題がある。
- 三角合併は、既に認めることが決まっており、税制については、課税の繰延を基本的に認めるということが議論の出発点。その上で、現行税制と整合的な形で国際的な租税回避防止を図れば良い。
- 三角合併は、実業を行うよりM&Aによって株式の時価総額を上げていくといった流れを助長する可能性があり、税制において何らかの警鐘を鳴らす必要。

#### 【信託税制】

- 社会・経済活動の発展や多様化により、信託法制定当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになっていくこと等を踏まえ、今般、信託法改正が審議中である。信託法改正により、信託の利用機会の大幅な拡大が見込まれており、これに適切に対応すべく、税制の整備が必要。

- 目的信託については、租税回避防止という側面のみに焦点を当てるのではなく、少子高齢化社会の中で子育てに利用されるような可能性にも焦点を当てる必要。
- 会社が事業の一部を信託すれば現行税制のままでは構成員課税となるが、こうした場合には課税の中立・公平を確保するため信託段階で法人課税すべき。目的信託も同様に信託段階で課税を行うべき。

## 【リース会計基準】

- 経済実態が同じであれば会計と税務は一致すべきという考え方は良いと思うが、リースの他にも会計と税務が一致していないものもある。基本的には、企業のコスト負担とならないような対応が重要。

## 2 国際課税

- 移転価格税制においては、事前確認制度（APA）を十分に活用していくべき。
- 移転価格税制の適用基準の明確化をさらに進めるべき。
- 税務当局間の協議（相互協議）を迅速化すべき。
- 連結利益に占める海外比率の増加に伴い移転価格税制が適用される局面の増加が予想されること、事前確認において未処理で繰越されている案件が多いことなどを踏まえ、移転価格税制の執行体制を強化すべき。

## 3 留保金課税・事業承継

- 留保金課税については、長年の議論の蓄積があり、給与所得控除や所得税と法人税の税率水準に対応した課税の仕組みとして、制度を残す必要。
- 中小企業が資金調達を行う上で、自己資本比率は貸手金融機関の判断材料となっており、中小企業にとっては自己資本を充実させるのが第一である。したがって、留保金課税制度についても、こうした観点から、起業家の視点に立った見直しが必要。

- 留保金課税については、18 年度改正において大幅に見直されており、まずはその影響をみる必要。18 年度改正では、必要な内部留保の水準まで控除の対象とすることを行ったが、それ以上に政策的な配慮をするかどうかは課題なのではないか。
- ベンチャー支援の観点から、創業後利益を出してから数年間は課税しない等の配慮が必要。
- 中小企業の事業承継に関しては、同族株式に対する相続税の課税に配慮が必要。